

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年6月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500272号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600005号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年12月28日の標準賞与額を38万5,000円に訂正することが必要である。

令和2年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月

A社から令和2年12月に賞与が支給され、賞与支払届の届出を行ったと思っていたが、届出漏れが判明した。そのため、賞与支払届の届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、年金給付の計算の基礎とならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が提出した令和2年賃金台帳及び同年分所得税源泉徴収簿(給与台帳)によると、請求者は、同社から請求期間において38万5,000円(令和2年12月10日に24万円、同年12月28日に14万5,000円)の賞与が支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、同一月内に2回以上賞与が支給された場合における賞与の支給年月日は、その月の最後に支給された日とする取扱いとされていることから、請求期間に係る賞与の支給年月日については、令和2年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500295 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600006 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A 社を平成 7 年 3 月 31 日まで出社し、同日で退職したが、厚生年金保険の記録では同年 3 月 31 日資格喪失とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社 (請求期間当時は、A 社) は、請求者の退職年月日は平成 7 年 3 月 30 日である旨回答している上、同社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書 (以下「喪失確認通知書」という。) の備考欄には同年 3 月 30 日退職である旨記載されており、請求者の同社における雇用保険被保険者記録に係る離職年月日と一致する。

また、前述の喪失確認通知書によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は平成 7 年 3 月 31 日とされており、当該資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、喪失確認通知書に押されている社会保険事務所 (当時) のスタンプ印の日付は平成 7 年 4 月 3 日、オンライン記録の資格喪失に係る処理年月日は同年 4 月 4 日とされていることから、社会保険事務所は、A 社からの届出に基づいて処理していることがうかがえ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。